

2 海外技術研修員受入事業

(1)高知県海外技術研修員受入事業

ア 目的

本事業は、高知県が、中南米諸国や友好交流国の国民の中から研修員として適切と認められる者を受け入れ、必要な技術や知識を修得させ研修員の属する国の発展に寄与するとともに、県民等との交流を通じて友好親善を深め県の国際化に貢献できる人材を養成することを目的とする。

イ 資格

県との友好交流国及び中南米の県人移住地域の国民又は住民であつて、次の要件を備えていること。

- (ア) 将来、派遣国の発展に必要な職種に従事する意志があり、かつそれぞれの分野で中堅指導者以上となり得る資質を備えていること。
- (イ) 心身ともに健全で思想穏健であること。
- (ウ) 原則として18歳以上40歳未満であること。
- (エ) 派遣国の中等教育(通算12年以上の学校教育)を終え、日本での研修を希望する職種において2年以上の経験を有すること。
- (オ) 日本国において専門研修を受けるに足る語学能力(日本語)を有すること。
なお、長期研修の研修員のうち日本語が十分に話せない者については、来日後専門研修に入る前に約1ヶ月間の日本語研修を実施するので、その間に日常会話程度の語学能力を身に付けること。
- (カ) 研修により修得した技術や知識が活用される職業に復帰もしくは、就職ができること。

ウ 研修期間

長期研修:10か月